

特35
755

神道唯一問答書略註
上

014274-001-8

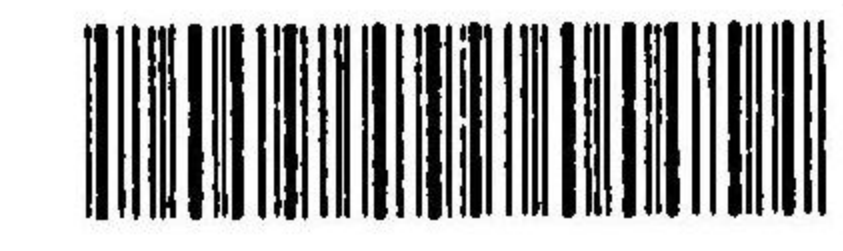
特35-755

神道唯一問答書略註

坂田 安治 / 註

1冊(上56丁)
M21

ABB-0615



特35
755
No 8993



こみ書^{フミ}を我師の書^{ラシヘ}よ^コ人書^ラ

我^{ラシヘ}師^{ミチビカ}の書^{ソノ}よ^カ人書^{ツカ}の

書^ミよ^ト人書^{ヨリ}の書^カよ^ラ人書^ラ

書^ミよ^ト人書^{ヨリ}の書^カよ^ラ人書^ラ

解^ワの書^カよ^マ人書^スの書^ムよ^ネ人書^キの書^トよ^ヒ人書^ト



を修めざるものも優雅ニヤビの北極アキラを徹モノ

者の傷アゲラヒの可シらむに師イハレに精神イロハの

たしむるに非ヒずんば心ココロの虚ウソを有アる

君ミコの徳トクを人ヒトに教シるゝのハたはるゝ

鏡アキカを以モて一ヒトの心ココロを照スるは

モトツフミ オホヨソノトキゴト カミノミフミ
まをまの目メを以モて加クハへし物モノを以モて

他ホカの考ア徳カを以シて

師イハレの徳トクを以テて

すまはざるものも

照スるに非ヒずんば

諸君の心を鼓舞せしむるに
 務むるは我々の第一の要
 務なり。我々の教育の
 目的は、知識の習得に
 止まらず、徳性の涵養
 及び生活力の養成に在り
 國の爲なり。切に望む所
 也。

今終戦に際し、我々の
 明治二十七年の教育
 の日、我々の教育の

神道唯一問答書略註上卷

故井上正鐵翁遺書

門人 坂田鐵安 檢閱

鐵安男 坂田安治 謹註

此書ハ或方アルカタより問トヒふ依ヨリて其ソレの答コタヘたる者なりそハ井上
正鐵大人の所ト説カるゝ神道と言コトを疑ウタガハシをうけて旨メを
問トヒたるなり則ソレ次クに註チする所を見て其意ココロを得ユらるべし

或人問曰唯一神道と申事はいらなる事よいか此の日本の
神國かみくにも生まれて神の御末みすえなる身みを持もちあがら其大祖そのたいそたる天照あまてらす
大神たかみの傳つたへ給たまへる皇國みくにの御教みをへを知らむして神德かみとくの廣大くわうたい成
事を弁わきまへざるハ情なき事と存たもて尋申たづねし

唯一神道とハ神道ハ名の別わかりたる物モノ出来いより自然オツカラ云
言ことと聞ゆ上代ハ神の道といふ名もなくて殊ことも唯一と
いふ名ハ更さらもいふに總まて天地の中うちありとありゆる

その人の行ふべき所業しよわざみな神道かみのみちなり然さて後のちハ或あるハ兩
部神道或ハト部家神道或ハ何家神道などいふ如く其外
も種い々に稱よへし事あるによりてこそ唯一神道と言い
こと、聞ゆは唯一といふ言ことばも付て種い々の説いもあれど取
み足らぬ強言しんごうよてこそに要いなけき言ことばもいふ日本にっぽんとは
餘材抄よそまよ日本にっぽんとハ日の神かみの御生國みうまなれば日の本にっぽんつ御國
と稱よへたるならんとあり実まもさもあるべし其日本と云

言ハ孝徳天皇即位大化元年秋七月高麗百濟新羅並遣
使進調云々巨勢徳大臣詔於高麗使曰明神御宇日本天皇
詔旨云々と見えたるこれぞ日本といふ号を朝廷おして
公然と稱したまひしをいめなる
委しくハ國號考
を見て知るべし
○神國
とハ日本書紀神功皇后御卷ハ新羅王がいへる詞ハ吾聞
東有神國謂日本亦有聖王謂天皇必其國之神兵也とある
がといめよてむうより我皇國を神國といひし事あり

しを新羅國王の聞及び居しゆ恐きて如此いひしなり
神國とハ皇神の生成給へる國よして天照大御神の御統
の知食を勝れたる國といふ義なり○神の御末の身とハ
誰人もみな神胤なりと言ふ義なり○大祖とハ恐多くも
天皇の大御祖とハ義なり○傳へ給へる御教云々ハ即ち
惟神の道なり其を知らざるハ餘り小情なき事そとなげ
きて尋ねとひし意なり

答曰唯一神道と申事廣大なるは事小て其が如き不學愚成
ものなりくもちて其道を能弁へいと申事ハ云々ハ
ども神職の身よハ白川伯王殿御門人ハ相成ハ事ハ
御傳も相受勿體なきは事と存ハ晝夜寢食を忘る修行ハ
へども生れ付無智のかなーさハ其故由も分難くなげき
かなーみ侍りーに御被の徳ハ神明を崇め日々唱へハ
神の方より御守護ヲ頼り自うら加護を蒙るよー承り日夜

修行仕ハ不學ながら少く宛ハ物の道理も弁へられハ
覺申ハ是神明の御助加護ぞと云ハ
神道と云ふ事をまづヤさんハ畏けまど天御中主神高皇
産靈神神皇産靈神天地を鎔造始めたまひ又伊邪那岐神
伊邪那美神ハ大命ありて其命のまにー受継たまひて
世ハ有と阿る事物の本を始めまーま其事物を委ハ持
分けろーめに神々を生給ハ其御功德ハ天照大御神ハ

上四

御傳へまゝ然して皇御孫通々杵命天降座一御時天津御
祖産靈大神天照大御神より皇御孫命の御代々々天の下
を知り召を御政のやうを傳へ給ひ御代々々の天皇その
御依のまにく受傳へ給ひ天地と共に御世知り召を奉
よて此道をさして神道とハヤをなり其証ハ日本書紀孝
徳天皇三年四月臣連及天下の御民の素姓を正し傳へる
時の詔オホミコトハ惟神我子應治故寄是以與天地之初君臨之國也

と宣へるこの惟神とある詔命の分註ハ惟神者謂隨神道
亦自有神道也とある即此御文ハ隨神道とも自有神道と
もある如く天皇の御祖神の御依の任ハ御定給ふ御法令
を畏り奉り扱万民も神の産靈の御靈ハ依て生出たる者
ゆゑ各々其々にたのづくら神の道ありてまづ神と君
と親とを敬ひ妻子を恵むなどを始め人の行ふべき道ハ
生きたがらよ具りてある故ハ其を曲げゆがめば隨がひ

行くを神の道ミチに随ふといふ云ふなり御代々々の天皇ハ此道ミチに随ひ給ひて天下を御治シロシメシ給ふ万民も其御心を心として道ミチに随ひ行イラべき事ありとある人の限りは神道カミノチに洩モるトと言ふハ成らぬ理コトワリなり○さて神道の事を次ツギに説イハむ近世キンセイよいをゆる神祇カミキの四姓シノセと云ふ事をまづ擧アゲべき事よて其ハ王氏中臣氏齋部氏ト部氏ベの四姓の方カタが神祇祭祀カミキサヒの事コトに預アらるトに依ヨリて是ココを神祇カミキの四姓シノセといひ

一なり第一ダイイチは王氏と云ふハ白川家の事コトにて抑オスこの王家ハ花山天皇ハナヤマテンノウ六十五代の帝の皇子ミコに清仁親王キヨニチノミコと云ふがおとまりて其子ミコに延信王ノブノブノミコありて後一條天皇ゴイチジョウテンノウ六十九代の帝の万壽年マンジュネン中ナカに勅定トウテイありて神祇伯カミキノホウに補任ホトシサシありてより以來コトカタ明治の御代ミコトの始めまで年数トシカズ九九百年クウジュウヒヤクネン連綿レンメンとして伯職ホクシヨクを相續アヒツグせらまじり然シカも源姓ゲンシヨウハ賜タマはりてあまごも代ヨごとトに伯職ホクシヨク拜任ヒヤシの日ヒに勅定トウテイありて王氏ワケノミコに復フタせらまじりて伊家イノケをくりハ代ヨ

王孫として臣列ふ下し給をぬが定例ふて外ふハ例なく
尊き伊家柄ふてありき其神祇の伯と云ふことハ惣つう
さと云ふことよて令集解ふも伯ハ長也とありて神祇道
の長官統領といふ義ふて其伯職の根本ハは國ハ神の治
國なる故よ神を重く齋き治ふが天皇の天下を治給ふ
御政事の本よて上古よハ天皇御自ら伯職の掌らる事
を勤給ひし事ども古事記書紀よも見ゆるごとく神事が

政事の本よて神事やがて政事なりこれみ依て政事の政
字をまつりごとく訓むも此いれなりかくて後世と成
て神事と政事とを別分ちてそれみ官を立させら
ま神事を掌る官を神祇官といハ天皇の侍手代としてその
神事の本を掌る官人を御任よなり其を神祇伯と稱し政
事を掌る官を太政官として二ツよまらるれ神を重まる
が道の本なる故よ職貞令よ神祇官を太政官の上よ立ら

き伯職ハ畏くも天皇の御代々々神拜式等御師範ヲ上ら
れ日々の御神拜ハ御障ミサリなどありて御願拜の時ハ御代拜
をも勤めらる即其時の御奉書ハ「阿まよりの御拜代官
はとめられゆやうに」入られゆうく伯二位とのへと
中を綸旨を賜る御例ミサレなりかくて中臣氏齋部氏ト部氏等
其掌ツカサる事各々神事の重き事なるが其ハ次の天兒屋根命
云々の所ハ委スく云べし○神職の身ハ白川家の御門

よ入て神祇の相傳を交神社ハ仕まざるをいふ○淨祓の
徳トクハ掛卷カケマキも畏カシき神伊邪カミ那岐ナギ大神日向ヒコカの橘たちの小戸コドの櫓ユ
原ハラハ黄泉ヨミの穢ケガレを禊祓スエハラヒ給たまひし故事コトハ起おこまり身を清キヨめ心を
明アキラらうみざるの神事カミコトなり委スしき説コトハ己ミガ父鐵安テツヤが撰まる
道能ミチノリ禊祓スエハラヒの神の段イデハ舉あげたることを見て知シルべし○神明
の御助加護ミタケカゴハ禊祓スエハラヒの神事カミコトハ依ヨリて神須佐カミスサ之男ノヲノ大神オホカミの吾アガ
御心ミココロ清スくしと宣イハひたる如ごとく人各身ヒトノミの穢ケガレをまらひ精スミ心の

眞實マコトふかへり物の道理も知る事を得るは是神の冥助タスケを賜ひしめて己が力チカラふハあらぬぞと言ふ意なり

春日大神の神託カサガオホカミノカミタケふ

諸乃人等モロクノヒトナリ与神明ユカミ乃助ノタケ乎受ウケ牟止ムト思婆シバ常尔ツねニ慢心マンシン乎退ウケ气与キヨ譬婆ヘイバ
一毛イツマウ乃慢心ノマンシン乃神明ノカミ乎隔津留ウケツル事天雲コトアマクモ乃如志ノゴトシ

神託ハ後鳥羽帝の御代承久元年清原良業勅詔オホキミノミコトを蒙カふと神託及聖帝の金言公武の忠言を委く記録せしを以書ハ

本朝論語なりと仰出されしより以來人皆倭論語といひ終ナ小題号ナと為ナまとありて即其書ナ出ナくる神託カミタケなり○神の助けを蒙カるふハさうしうら心のいたゆる慢心を去りぞけよとなり心たうぶるときハ人のいさめをももちひばたふ我ミ修ミ成ナ行ナて道ミチ小遠トホひ神の清心スガハふかなをばして大空オホソラ小雲クモ出イ日ヒの光ヒカリりを隠カまが如く神威カミイツ小隔カり終ナ小邪事マカコトなと出来イて身ミを苦クルしむる者多し

此御神託を常つね心こころよ忘わすまじ修しゆ行ぎやういたしゆへを唯一神道の御教も幽ほうにまうまひひ招まね覺しひ

神道よ志こころまものハ前の神託を心こころよ記しして一ひときぢよ大道をゆとむべし己おのれがさうし心こころよてハ神の道の尊たうき事ことハ知しり得えらまぬのなりとなり

古ふるき語ことばハ一ひと津つ手て得えれば婆ば二ふた津つ無な志し有ありば加か登のぼ須すれば婆ば形かたち奈な志し無な加か登のぼ須すれば婆ば御靈みたま安やす利し是こゝろ乎を大おほ元もと乃のみ神かみ止と申まを奉たま留まつ

此語ハ何の書よみよ見みえしう志こころらば一ひとつを得るとハ神道の眞實まことを深ふかく弁わへ身みよ更かけ保たもつを云いるなるべし有あうとをまむ形かたちなしとハ眼まなこよハ見みえぬと御靈みたまハ神の賜たまものよして君臣父子夫婦兄弟の道も明あらうふ行なるべしとなり此御言葉このみことばをもちて考かんるふ唯一の誠まことを得えば天照大神の御心このこころよ叶かなひ諸神の守護あまのまもを受う其そのなす所ところを行なす所ところ神慮かみよりふかなふなりと

唯一の誠を得きオラツカラバ自然神の神意オラツカラも叶ふべし

既オヤに萬葉集まんえうしゅう大伴宿禰家持おほともすくねやうもぢまきやうの歌うたも

中臣なかつくみのふとの事とぶといひをらへ阿いがふ命いのちもたがぎめに
なき

は歌ハ系系集十七小造酒歌とありて解とは古へ神かみはまる
酒ハ齋いひて瓶かみは醸かて其瓶かみながらなるなりあがふハ酒を贖あが
物モノふして壽ことぶきを祈いのるなり誰たれ為なふなれといさむ人ありてよ

めりと見ゆなれハ汝な云いくも誰たれ為なふ汝なが為なふこそ阿いれ
と言い意いよて其人ひとは對かへてよめるなりとあり○祝詞いのちとい
宣のたま祝言いのちなり書紀ふに太ふ諄辭しんと書かる諄しんの字告曉ふ之熟也じよくとあ
り久く度ど久くといふも同おなじ字典じに祝いのち丁寧也ていねい也請求之辭也せいきうと阿
り信友のぶとも説いふ諄説しんよて心こゝろ念ねんふ事ことをくりかへしとくよ
なるべしと言いり系いを操さなども同おなじ祝いのちといふ言ことも物モノふま
き事ことふまれ結むすばきたるを解とく素もとなまは言ことの本もとハ同おなじか

るべしとあり然まば我念ふ事を丁寧反復祓言をやす
を祝詞といひいひをらへとい其祝詞を奏して祓の言を
を為まをいふ

とあまば往古も唱へて諸神の加護祈り事明らう存
に奉るべし

往古も唱へて云く前の歌の如く古より神を敬ひ祓の祝
詞ことをやして志るあり例なきに袂祓の詞をく

返し唱へて罪穢を祓ひ給はん事を祈白せば必ず神の
助を蒙るものぞとなり又俊頼朝臣の歌は「は」は「め」なき罪
のつゆりの悲しさをぬり此聲くくどきつるうなと見え
て神は禱白をとして其言を反復して手拍ち額突き拜
み限りなく丁寧みたるぞ古の道なる額の聲ハ額突き
て乞祈るるまを詞をいへり此等を以て思へば古へ神よ
申す祝詞も反復してやして乞祈なるべし書紀も太

祝戸言を太諄辭と書きしも此義を得てなるべしと平田
大人いれき

又唐國の中庸も誠者天之道也誠之者人之道也又曰至誠
如神

誠とハ眞實よて毫末の偽りも無く只有のまゝよて己が
力を用ひずして自然よ道中なるものよてかの天道と云
もこれより外ハな故よ誠者天之道なりと言ふ誠之と

ハその天道をよくまもり勉強て誠ふる事をもとめ善
を撰んで行ふものよて人のなすべき當然の事なり故よ
誠之人之道と言なり○至誠如神とハ人誠よ至り止ま
る時ハ神の如し九國家興亡及禍福の至るなどハ我人の
成をふあらびて自然その端見をるものよて誠の至
り心よ一毫の私も無けきバ禍福善不善とも先だちて
知らるを言なり

なごりゆもは事かと存ひ此誠と事はいうやうにして誠
小至るものなりやと存ひ所日夜寢食を忘る御被修行致し
て神徳を仰ぎ唱ふる聲枯盡果し時突息引息も出兼る時よ
至りて身體豁然として快き事を覺えをいややいと
や可愛やの迷ひの心もなく食を思ひ衣服を思ひ住所を求
るの慾なく唯國恩君恩師の恩親の恩の廣大ふして忘れが
たく我行の愚く淺まき事のみなりと思ひ後悔の涙膝

をひたり四恩の有難き事身不満て喜びの涙たえやらば此
時よりして初て誠の心といふハ此事成やと思ひそれより
後迷ひの心又ハ惰慢の心恐るき心起る時志きりみ三種の
被を唱ゆへを愚き心自ら退きて國恩の廣大なる事を思ひ
出て飲食の慾を忘れ迷ひの心も避る事を覺えしり是所被
の徳息の妙要なる事を知る此息ハ身體の根元よて命の元
なり故息を止まば人死を死すれを身體滅ぶ然らば身體

の根元ハ息ふして此息正しくけまば心正しく行ひ正しく此息
正しくらば穢けまば心あしく行ひ正しくらざる事を知る
誠ふるとハ穢なく罪なく清き明き心は成るをいふさ
まば袈裟ふよりて神徳を蒙るより外ハな一人慾の私心
をもらひきりて精心の誠よかへま恩を知るもは時よあ
るべし平重盛公曰天地の恩國王の恩父母の恩衆生の恩
是を知るを人倫とし知らざるを鬼畜とし其中よも尤も

重きハ朝恩なりと然れば恩を知るを以て初めて誠の心
と言ふとなり穢き心あれば身を亡し心正しくけまば行ひ
正しく身を保ちあまれ人倫の道もたらべしとなり

問曰其許ハ息の術を以て神道の極意の根よりされし息を
もちて神道の極秘の傳とするう世間の神道者ハ息の事を
申さば教の異なるものう又其許獨り息の事を發明せられ
しや孫らしき事のやう存し

問の意布文よて明らる

答曰某全く私の意を以て神道の教をせむ勿体なくも皇國

の御寶なる古事記神代卷又ハ日本六十餘州の八百萬の御

神の御神託天津兒屋祢命の御子孫天種子命大中臣大連及

白川伯王殿御家よ相傳る御傳の外の事を申さむ

神道ハ前よも祝一如く天津御祖神のはじめ給ひ立給ひ

たる事よて人の考へ造りしものよハ何らむを事古事記

を始め皇典よ依りて明らめさむるべしを以て大人

ハ其道よ隨ひて教へを立ると云きなり○天津兒屋祢

命の御子孫とをいしゆる中臣氏なり其遠祖を天兒屋根

命と稱し皇御孫通々藝命御天降の時皇産靈大神天照大

御神の御寄しよ依て皇御孫命の供奉の臣列第一の神よ

おたしまりて皇御孫命を補佐せらむ又天照大御神岩屋

戸よさし隠り給ひたる時其岩戸の前よて廣く厚き称辭

を申されて大御神の出現をまひとる謂まよ依て其御孫
天種子命神武天皇の御代は天神壽詞とて天神より天皇
を御位に即けまゐる御依の祝詞を奏されたるが例とな
り夫より以来その御子孫たる中臣氏の家よて世は事
を掌り後清暦の代は中臣姓は大字を加へて大中臣と
云姓はなまり又大職冠鎌足公は中臣氏を改め藤原姓を
賜りて則五攝家一條二條九條と云ハこの裔なり又藤波
近衛鷹司

家も同氏よて神代より連綿と相續たるめでとき家柄な
り○さて前ふ舉たる神祇四姓の中王氏中臣氏の事ハ大
畧右の如くなれば他の二氏の事をもとらよ云べし齋部
氏と申さハ其遠祖ハ高皇産靈神の御子天太玉命よま
て天兒屋根命と共に皇御孫命補佐の神よま一かの岩屋
戸よさし隠り給ひたる時種々の捧物をとり持して甚功
のおとし坐しよ依て其御孫天富命神武天皇の御世は神

璽乃鏡劔とて天照大御神より天皇の御位を志ろしめに
御璽は賜りたる八咫の御鏡と兼雲の御劔とを持捧げら
まゝるより以来其御子孫齋部氏にて世々此事を掌り来
まゝる家なり○ト部氏とい古へは四國のト部とて壹岐
國對馬國伊豆國常陸國の四國より龜甲を焼てトをよく
する人を撰むれて神祇官に差置きて神事の時の龜トを
為させ給ひくるを漸く止めて後吉田家の職掌と成り

しなり凡て神事は預る人の心得なれば先四姓の事を少
う記しつ

先息の事日本紀神代卷曰伊弉諾尊曰我所生之國唯有朝
霧而薰滿之哉乃吹撥之氣化為神號級長津彦命次級長戸邊
命是風神也

唯朝霧而薰滿哉を朝ハ佐と訓べ朝の字を書るハ霧ハ
多く朝は立つ物なれば其意を以て書るなるべけれど字

のまゝ訓ハ非なりかくて佐ハ真と同意の言よてまゝ
真ハ御と通ふなり大祓詞ハ朝之御霧夕之御霧とあり薫
満ミとハ霧の一面イチシハ棚引テビキするを云ふさて加速理カソリと云ふ言
今ハ香イよのみ云へど烟イハまれ香イよまれ霧イよまれ棚引イひ
ろごれる物をいふ言なり此時ハ國土ハ産成ウミナし給ひて未
だいくほどもあらざる世なれば晴ハレることなく唯狭霧ニサカヤリの
み立くもまゝなり○吹撥フキハラ之氣イキハ國土クニツチよ霧の立こめく

もまざるを吹撥フキハラむむと所念オモホカし凝コらし御靈ミタマよよりて其御
氣イキハ神ナリの生坐ナリマセるなり此吹撥フキハラひ坐る御氣ミキハやがて風の始
よて其風カゼよ因りて生出ナリイデまゝやがて其ソノを掌シリたまふ靈ミタマの神
なる故ユヘハ風神カゼノカミとハハなり○級長津彦命シナツヒコノミコト級長戸邊命シナトベノミコト名
義志那シシナハ息長イキナガと云むが如ナドしと有り薫満イカリミる雲霧クモキリを撥ハラたま
ふと為シてハ御息ミイキを長ナガく吹給フキタマふべく其御氣ミキより生給ナリへる
故ユヘハ息長イキナガとハハなるべし戸邊トベハ女神メノカミの御称ミナなり

同卷曰於是共生日神號大日靈貴此子光華明彩照徹於六合之内故二神喜曰吾息雖多未有若此靈異之兒

於是共生日神号大日靈貴御名ハ於保比留武智よて武智ハ即咩なり此大御神ハ今まのあぐり世を淨照し坐まは天津日よましませり一書ハ謂大日靈尊と有り萬葉も天照日女之命とよめること有り

同卷曰於是天照大神乃索取素盞鳴尊十握劍打折為三段濯

於天真名井齧然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰田心姬次湍津姬次市杵嶋姬凡三女矣

於是天照大神乃索取素盞鳴尊十握劍ハ御佩せる御劍を乞取てなり十握劍の握ハ搏む義よて四指を並べたる長ささを云ふくハ劍の身の長さをいふなり○打折為三段ハ三段よ折給へるなり分字を岐多とも訓ると同義なり○天真名井ハ天渟名井とも有りて真渟名井の約りたる

名よて真ハ美称^{ハメコト}淳ハ凡^{スベ}て水の湛たる所を云ふ名ハ之なり此井ハ安河瀬の中よて井といふべき所を指ていへるよて今云ふ井あり一ハあらば○^{サカミニニカミテ}齧然咀嚼而ハ感齧^{シホミカミ}を約^{ヨク}めて佐賀美と云ふ堅^{カタ}き物を齧^{カメ}バ口の志^シがむ謂^{ユエ}なり○吹棄^{フキカスル}氣噴^{イブキ}之狹霧^{イブキ}ハ息吹^{イブキ}なり狹霧^{イブキ}の事ハ上^イよ注^イり吹棄^{フキカスル}ハ吹^{フク}きつるなり○神號^{カミノミナ}三女^{ミハシラ}とも河の早瀬^{サヤ}の状^{サマ}をいふ言^{コト}なれば安河^{ヤノカ}に依る^{ヨル}汝^ニ名^ナなり^{ナリ}猥^ワ委^ウくハ古事記傳^{コトワタリ}古史傳^{コトワタリ}よ

つきて見るべし

と神書^{カミヤク}よかき^{カキ}孔子^{コウジ}の字息^{シヨク}といふ文字書^{モノジ}入^イり事^{コト}神書^{カミヤク}の傳^{ツタヘ}のよし夫^ウよ習^{ナラ}ひて今^{イマ}の世^ヨも息子^{シヨ}息女^{メヨ}など書^{カキ}たるよし是^{コノ}息^{シヨク}の事^{コト}傳^{ツタヘ}へある故^{ユエ}よし也^{ナリ}これらの事^{コト}みな息^{シヨク}の妙^{メウ}を以^{モチ}て御傳^{オノツタヘ}へなり都^{ミヤコ}て神祕^{カミヒ}の御傳^{オノツタヘ}へこれなくしてハ確^{マコト}と分^ワり難^{ガタシ}き事故^{コト}其元^{シメ}ハ一^{イツ}なりと雖^{モトモ}ども其人^{コノヒト}の身^ミよ引^{ヒキ}受^{ウケ}生^ナれ付^{ツキ}得^エ易^{ヤシ}き所^{トコロ}よてさとし得^ウる事^{コト}あり唐國^{カラクニ}の學^{マナブ}びも其元^{シメ}聖人^{セイジン}孔子^{コウジ}の教^{キョウ}

を傳ふると雖ども其門人各其得るをハ替^カと見えしり
神秘の傳云く惟神の道をよく弁へざれば人々の心
よ得る所異なるとなり

其故ハ孟子の序も孔子之道大而能博門弟子不能徧觀而
盡識也故學焉而皆得其性之所近其後離散分處諸侯之國又
各以其所能授弟子源遠而未益分

此語ハ人性の異なる所ありてを説く所も自然替り行りの

なりとの意よて外國の例を引き一なり別よ深き義ある
よハあらじ

是をもらて見まむ後世おむりてはいよく一教への道相分
り外事と存られ後ハ古學程子朱子陽明學などりろくふ
相分り又何まの學よても其人の得る處よよりて著述する
書を見るよ各遠いあり然まども是をさのみ咎むるものな
まハみな聖人の教よて身を脩め家を齊ふるの尊き教なる

が故なりきりまば其元ハ神の御傳みつへよて日本書紀古事記よほんしよきこいきの
よらぬいなし是ま其浄門人各其身おの引受ひきうけとところあり
て少く宛せうくの遠たかひありを故ハ世々よ學まなぶ人の書を見るよその説せつ
まらくなれども邪よこしまの教をとりよもあらば新説新法しんせつしんぽうと申
ふもあらば若私わがこころよ新説新法しんせつしんぽうを申出まをしりて神明かみを穢けがし奉り
王法わうぽうよ違ちがひ御罰ごばつを蒙かひるもの也なり只我ただわが恐おそま慎しんむ所ところふして門人
よ常つねふ志こころめ諭さとす處ところなり然しかまども人々の生れ得うるところ

ハ少く宛せうくの替かりあり是こゝみ其人の性さがよるものなりされ
む身を脩をさめ心の穢けがをはらひ君きみよ仕つかへ父母ふぼよ事ことへ九族きうぞく睦むすま
く其身そのみ易やすく無病むびやうたらん事をぬがふの外ほか有あべからば能あたる浄
考かんがへ只ただかくましくも天地あめつちの御恩おん日夜にちやよ忘わすまぬハ神道
のはじめと存ぞん存ぞんの

日本書紀古事記よらぬいなし是ま其浄門人云々ハ
彼の神祇かみきの四姓しよせいの家いへよ傳つたふる所ところを戴いたき持もつ其門そのかどよ入い

人々の説所と云へる義ヨロめて牽強附會ケンキウフウイをいまいめらるるなり
りシをハ彼カと此コとハ甚シど筋スジの遠チカふ事コトをも強チカキよ牽ヒキよせて同
ト物モノとして附會ツクスさんとするやうの新説新法シンサイシンポフを言出イデイデてい
神カミを穢ケガし奉り王法オウポフをも犯オカし怒カシこむべき事コトとなり然シカま
ども人各生質モノナの異イナるハ惟神の道タマシノミチなれば賢タシうるも愚オロカなる
も心の穢ケガを掃ハラひ清キヨめて人の道タマシノミチをよく盡ツクシきべしそれやが
て神の道カミノミチよも合カフへり

問曰其許ハ神明カミノミチ不ツクシ祈イノまバ病ヤマイかならば愈イユるとて難病人タシガヤマイを多
く集置あつめおきたま給たまふ其利益リヤクありや又ハ父母フボ不ツクシ孝コウよして身治ミヲシる事
なく九族クウソクも是コトを捨ナシ又貧ヒンよして病煩ヤマイワザラシひたらしきなき者等ウラナを養ヤシ
ひ置給おきたまふ其許無禄ヒウロクよして何をもちて是コトを養ヤシひ又何ナニをも
ちてテ当介抱あてかいたうをなし何をもちて教シへ諭サトし導ミツき給たまふや其不
審更シんキョウ不晴フセイず世の人疑ウタガひ迷マヨひてさまぐの説セツを申者ウケモノあり委
しく其故コトよしをり給たまふ

大人の教ハ神を敬ひ君よ仕ふるの大義を示しまゝ親
仕へ妻子をめぐみ兄弟志しみて各々家を治るの名分
を正し給ふ然るふたましく病之煩ひなども一まゝさま
さまの災ひよかりて其事を得果さず苦しみ悩むもの
ありて患ひ寄来るものハ家よ養ひてねもごろふ教へ諭
されしなり其を世間人々怪しみうごがひてかく問ひし
ごとく聞ゆ

答曰これ我學ふ人の元なり我父真鐵なる者世の人の病ふ
とぢられ貧小苦しみ家風あしく成行又ハ産まつき氣質あ
しく身治らず九族を悩まを患て終小病と成十ヶ年の間
寢食を思ふに二階より籠りて家内の者も交をらば晝夜
思ひ念ひて諸書ふより考を凝す事長き年月怠らばかく思
ひふ沈たまそ病募りて命も危ふからんとて親族種々小
疎むきども改めかふる事なく終小十一年目みて某が兄成

その小家督を福がひ隠居して老を待のみ其時某年六七才
の頃より拾歳不餘れるの頃なり然る小我弟なる者ありて
母これを抱寐して其ハ父小起卧を同ドくなせり故小父母
同居せざして年月を送るあらる小父の學友三四人常小来
りて夜ハ鷄鳴の頃までも身を治め家を齊へ病者貧者又ハ
老てたつき無ものを助け救はん事を論じて止ず其幼なく
して父の膝を枕とて或ハ寐又ハ覺て其言を聞く然れども

其故より通ドがくくなれども自ら其中小成長なせし故某
が性となりて終ふさまぐの學を好み貧者病者老たる者
を助けんと思ふ心又止時なくなれども若年の頃ハ色小迷
ひ強氣ふして人小劣る事を嫌ひて迷ひ悩めりあうなが
ら父が志ハ習ひ性と成一日も忘る事なく諸國を遍歴し
て神儒佛の道小達したる大徳の人を尋て教を受其説を聞
きあられども少しも心易からず身治らば貧を免うまに九族

睦まゝうらば兄弟みな易き事なり某誠ふ天よなげき地ふ
かならみて我心の悪敷身のつとめれ勤まらば惰慢ふして
慎み守る事あそとば嗚呼悲しきうな如斯よしして年月を送
らむ老ふるまで父の志を継事ならんと常ふかならむ事
久しきに伊勢の國ふて水野南北なる者大神宮へ百日の
間日参をなすふ遇て初て相法の説をきく勸善懲惡の道を
聞大ふ其教の雅有事を知りて京都の宿所ふむりて奴弟子

と成是を學ふたゞ廉食少食ふして麤服を着る事のみを教
ふはドめの程ハ勤がこくまゝ如斯の事を勤たりともなご
う妙所ふりつる事あらんやと思へども師命なるが故ふ麥
の熟一椀を一度の食と定め一日ふ麥一合五勺をもちて食
と一菜大根の外さまぐの物を食せず息を臍下ふ練つめ
朝はとく起て身ふ勤め覺えなき水を汲薪を拵へ奴僕の業
を勤め日くふ清水寺音羽の瀧ふかると夜ハ薄き蒲團を着

て勤め難く凌ぎ難きを半年ばくり勤めけるふ不思議や其
利益を得る事ありまづ麁食をなして腹中よろききを覚え
精神健ふして惰慢の心自うら止る美食を求る心なく麁服
ふして美服を求る心なく住居の美を好まべ心自うら易く
貧の思ひ失て心福く後身を慎み禁むる事なり安く父母
の恩師の恩の尊き事を知る猶万病ハ心配苦勞をなして七情
よ破き又ハ美食過食惰慢ふして身を動うさぐるがゆゑふ

おこる事を知る其後白川殿の御門ふ入て神道の御教を學
びていよく其事を弁へられふ依て常小人よ少食廉食廉
服を勧め身體を動うて正直を元として三種の御被を唱ゆ
へむ病苦をのがれ自うら貧を免りま心自うら易くいよく
身治り九族自うら睦まゝとて教諭ゆ又其が宅ふ無禄よ
して多くの人を養ふ事ハ富貴ふして病苦ある者又ハ子孫
身持あゝく志て家を乱し九族ふ見放され者も三種の被

を唱へ神明かみ祈願まごひをこめ麁食そじき麻服あふくをなして日ひ歩あゆ歩み行みを
はこび教しよを受うけへむ病やまハ快こころよきを覺おぼえ心こころも易やすく自おのら身み
治をるを以もて九族きよ喜よろこび神明かみへ初穂米はつほこめ又ハ初穂料はつほりょうを供そなへを某
が身み小付こづざるやう心こころがけ麁食麻服そじきあふくを着ちぎ貧ひんふして學まなび
がさく又ハ病やま小苦腦くなうを受うせ渡わたり成なり難がたき者ものを助たすけて教しよる小
被おの修行しよぎやうを以もて一ひと神明かみの加護かごを更さら誠まことの人ひと小成給なりたまへと諭まごひ
なり夫故食禄あつひやくを貯たくわる事こと無なして其日そのひ々々小世よを送おくるなり然しか

まごも神明かみの加護かごよて今日けふまで米錢べいせん小盡ある事ことなく又貯たくわる
事ことな一ひと家内けいだいの暮くも某たハ存ぞんぜず以もて唯ただ日夜にちや神明かみの威德いとくを
喜よろこび天下てんか泰平たいへいふして君恩くんおんの廣大くわんだいなるを仰あやぎ三種さんしゆの被おひを
唱なひ以もて此こゝ淨惠じよゑの淨禮じよらい申まを上あひ事ことふひ

是我學わがまなよ入いの元もとなりとハ問いせ給たまふ所ところの神かみの道みちを教しよへて
身みを治をめ家けを調とへんと志こころを立たて素志そしなりとなり其そのハ
淨父じよふ真鐵翁まてつおん世よ在あり時常じじやうよ神かみの道みちを慕こひたまひ大人おとな小

あつて遺訓せらる事もありて猶深く斯道に入給ひ
なり其時の事實まゝ大人の傳ハ道能聚井上神社の段
よ委しく出たまは付て見るべし今此本文よ見ゆる所ハ
事情を書盡して殊さら注を加へずして能聞ゆ水野南北
翁の門は入れ其教を授るは艱難辛苦を耐忍びくく小
師命を重くし強ひし事ども凡人の及ざる道德の為す所
と云べし然して自身の失を擧てことごとく道みよりて

ふし給ふられぞ眞實は惟神と云べきまゝは万病云々ハ大
人自ら磯野弘道の門は入り醫術をまなび給ひ常み人
み養生の事を教へ過食暴食を戒めらる今世も衛生の
事を説けり人皆心を用ひてよく身を保つべきなり

問曰其許文字ふよらば書物をも讀せど仁義禮智信の五常
の道を解らば何れ依て人小教へたまふや
神の道を一まぢ小説き給ふよよりてかく語りて問ひ

よと、聞ゆ

答曰文字ふより書物ふより仁義禮智信の五常の道を教ふるはこれ唐國からくにの教ふて皇國の教ふあらず勿躰もつたいなくも天照大御神ハ皇御孫瓊々杵尊すめみまに、ぎのみことふ安國やすくにの法のりを傳つたへ給たまふ時み御鏡みかどみと玉たまと劍つるぎとの三品みいふを以もちて傳つたへ給たまふ是三種さんしゆの神器かんきめて皇國の御寶國家みたからこくを治さむかる教しへなり

問をせ給ふことなき漢心からこころをもちて考ならるより疑うたひも

起りしならん仁義五常の道とりふはよき教ふはあるべけれど吾國わがくに固有こゆうのもののみあらず我が國くには神道の教へありとなり漢學かんがくのミガ津國つくには渡りしハ應神天皇おうじんてんかう十六代じゅうろくだいの御世みよははまりその前まへはなまきりのなりまゝその後佛教も欽明天皇きんめいてんかう三十代さんじゅうだいの御世みよは渡り来わたりにきれど是皆外國の教しめて皇國の教しはあらざるをや其事そのことよく知らんとならハ古事記日本紀こじきをばしめ諸もろの國典こくてんをえるべ御國みくに

の道ハ畏カキト皇御孫邇々杵尊御天降の時ハ天照大御
神三種神寶を授け給ひて御言よさし給ふこれぞ皇國の
國體となりて萬代までも動く事なき神の清定なりける

古事記曰此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉

此之鏡者とい天照大御神の今授け給ふ八咫鏡をさして
宣ふなり○專ハ一向よと云ふ意なり此言輕く見過すべ
うらび○爲我御魂とい大御神の御神靈を此御鏡よ取託

て賜とするなり然まを天照大御神の御靈ハ全此御鏡よ
坐す物ぞ貴きうも可畏きかもこの大御詔よゆめ粗忽よ
な見過しそさて古事記ハ八尺勾璽鏡及草那藝劍と三種
を擧ながららふハ唯御鏡の事をのこ如此懇ふ詔へる
ふて此御鏡ハ中ふも貴く坐こと著明きりのをや○吾前
とを大御神の現御身の大御前なり
前といふこと古史九
十五段の傳見るべし
○如拜ハ伊都久我碁登と訓べし崇神天皇卷ふ於御諸山

拜祭大三輪之大神前ともありて同言なるを以て知べし
猶委しき説ハ古事記傳古史傳を見て弁ふべし宣長大人
云天照大御神ハ常へ高天原小大座坐て下ガ下なる諸
民までも目のあたり瞻なる大御神小坐ハ御孫命も直小
此高天原小坐に現御身の御前をこそ此國ふて拜祭り給
ふべき小別小此御鏡を御靈として祭り給へと詔ふハ如
何小と云小大御神ハ高天原小留坐し御孫命ハ此國小降

坐て是より天と國と往来絶る際ふして遥み隔りたまふ
御別まなる故小今まで吾御前小侍坐て親近く拜奉り給
ひし如く小今よりハ此鏡を祭り給へとなり故天津日を
直小祭給ふ御事ハなまきなり

此御言葉ハ御鏡を以て御神體とし齋きまつらば葦原の中
津國を平けく安けく御子孫天地と共に久しく御繁栄遊さ
まるとの御傳へなり其祭りかこふよりて國家を治むるが

皇國の御教へたり又天照大御神天の岩戸開のとき神樂を
舞給ふ是身を脩め家を齊ふる御教なり是故ふ其人を教る
ふ神拜の事を教へて朝暮祈念せしむるふ三種の袂中臣袂
を唱へさせ又太鼓を打鈴をふり幣帛を持て神樂を勤る此
法調まば身易く家齋ひ子孫長久ふして睦ましく榮えさか
ゆる事疑がひ有べうらば是神徳のなさしむる處なり其其
道を委く得るふ有ざれども神職の身なまじば朝暮怠りなく

勤い故其加護ふよりて心易く親族睦ましく猶世間の家ふ
てハ親子差向ふて其中小娘など娶りゆへむはや家内睦愛
の意を失ひ心安らざる者まゝあり其が家ふハ病者又ハ
貧ふしてたつきなき者親族ふ見捨られし者皆多く集まり
居まじも其睦しき事水魚の如く世間の父子と維ども及む
ざるの睦愛なり世の人志る所なり是全く其が治め守るふ
あらば神明の御傳神拜の式神樂の法の尊きが故なり何ぞ

我不徳不才を以てかゝる事の成べきやみな是皇國の傳の
尊き故なり我家ふ来り此有様を見るもの皆法の尊きを
喜びて門ふ入て學ぶものなりかゝる尊き神教のある神國
ふ生れて其教を知らず唐國の學び又ハ異國の教など計り
尊きやう思ひ給ふ人ハ情なき神事なりけれかゝる尊き
教を人ふも志らせ一村をも睦しく人々喜び樂しむ神上の
御惠ふ預り天下泰平の尊きを喜び御恩をよろこばん事を

福がふのみ

又天照大御神天の岩戸開のとき神樂を舞給ふ云ふ是ハ
天照大御神を天岩屋戸より招出し奉らむと諸神とち始
めて神樂を奏し給ひし時ふ天字受賣命その神遊びの長
として天日蔭を鬘となし天の真折を手次ふかけ天の小
竹葉を手草ふ結て手小鐸を付くる茅纏の矛をもちて神
憑せる如く胸乳まゝ裳緒をさへ小陰よたし垂き汗氣槽

ふせて踏^フ響^ト響^ロり比^ヒ登^ト布^フ多^タ美^ミ余^ヨ伊^イ都^ツ牟^ム由^ユ那^ナ々^々夜^ヤ許^コ々^々能^ネ
多^タ理^リ毛^モ々^々智^チ余^ヨ呂^ロ都^ツといひて舞^マ謡^ウひ巧^ク小^コ俳^ハ優^ウ一^一給^給ひけき
ハ其^ニ場^バ小^小集^集へる八百萬神とち高天原動むはり己^ニ小^小笑^笑ひ
給^給ふくく小^小天照大御神其^ニを怪^アしみ思^オわし天兒屋根命の
称^タ辞^ジをも感^カまして岩戸を細^ホ目^メよあけて御^ミ覽^ミし給^給ふ時小
戸^ト側^{ワキ}小^小隱^カ立^タしりし天手力男命御^ミ手^テをとりて引出し奉^ホり
し事をいひさして此時の俳^ハ優^ウすなもち神樂の濫^ハ觴^シなり又

神樂とかきて加^カ具^グ良^ラと訓^ヨハ神^カ惠^エ良^ラ伎^キといふ語^ゴの約^ヨまれ
るふて惠^エ良^ラ具^グとハ咲^シ榮^サえ笑^ワひ樂^タむを云^イふとぞ志^シりて
比^ヒ登^ト布^フ多^タ美^ミ用^ヨ云^イくと唱^ナへしハ奇^キよ妙^ミなる尊^タき由^ユある歌^カ
なる故^ユ小^コ此^コを天^テふて數^カの名^ナとなし給^給へるが後^ノ小^小饒^ニ速^ハ日^ヒ
命^{ミコト}小^小天^テ皇^ミ祖^ソ神^{カミ}の十種^{トクサ}の神寶^{カミタカラ}を降^カし給^給ひて教^{ヲシ}導^ヘし給^給ひし
が鎮魂祭の本なり此事な末^ノ奥津鏡の股^マ小^小注^ツふべし
かゝる故^ユ由^ユあるを以^モて神拜神樂の法^{ホウ}調^{テウ}ふまは身^ミも家^イも

治るといふ云をれりなり外國の教ごとをたまれ吾御國の
御教の尊タトき事をよく心を平らうふて學マナびあるべし
問曰其許家内九族門人水魚すゐぎよの交まじりを為なすと申まさる事餘あまり
大言たいげんふあらずやまゝ慢心まんしんならまや
九族門人まで水魚のごとく親シタしく交まると云いふハ容易オヤス
からぬ事コトふて或ハ虚飾カザリの言コトならばや又己オノまのみ然思シカへ
るハ彼の慢心まんしんハあらざるうとなり

答曰沛不審沛尤とくは座まの前まへふも申ま通り元惡もとあく惡志あくしの者もの斗たうり
集あつり居をりし然しかるふ神明しんめいの沛教たいけうゆゑ家内睦けいだいしき事能ことぞ世の人
の知る所しるしよなり此度御奉行おんぎやう所しよより書物差出しやぶつは格被仰付かくへいおつゆふ
付某事難有おそ恐入おそい事ことな存ぞんじ間精進まうじん潔齋けつさい致いたし神明しんめいの御宮
へ籠こもり相認あひまじゆへむ家内の男女愚おろなる婦女子めづこふいたるまで
一同いどう或あるハ水みづをあび齋さい一ひと或あるハ断食だんじき一ひと塩しほを断た他た不在ある門人も又
如斯かくのごと一ひと猶隼人なみそやとなる者法たの為ためふ去冬ことう窄中さうちゆうふ死しまといへども

其妻子ららむる事なく我小仕ふる事殊誠を以す是水魚の
交り小あらすや是全く其が徳ふあらば神明の法の尊きか
なす所なり此神拜の式神樂の法を傳へ得る者あらば愚と
いへども又如斯一家の主志らむ自ら一治り一國の主
志らむ一國自ら治る嗚呼尊きうな難有うな天照太神の
通々梓尊小傳へ給ふ三種の神寶の御傳神明の御教へ傳を
此國小生きて知らずして苦惱小沈む事のかなさよ

所不審ゆ云々ハ然疑ひ思ひ給ふ事もあるべしとなり
されど前小も舉たるごとく病者貧者身持悪者の等を
集め置て神の道を教導し漸く小身も治り病さへも愈て
家内親しみ睦び朝夕小喜び樂して在りハ世の人の知ら
る所なり然る小當時奉行所より書物差出すやう仰を
蒙りけまばまづ身心を潔齋め神明の宮小籠りて自ら
筆をとりて此書二巻を物せし小家内の男女めろく水

をあげ齋さいし精心の誠を盡す他ほかふありし門人もまゝ同ド
猶三浦隼人主宰中ふ死するも其妻子うらむる色なく惟ただ
神の大道を慕慕ひ師しふ仕仕ふるの心こころりよく深く是こゝを思おもへ
む世間父子夫婦の情も浅きが如しこれふよりて水魚の
交りといふなりとなり徒いとふ虚飾の言を構かまへ慢心の議ぎ
せらましよはあらざるを知るべし然しかまば神を拜まがくの法り
まゝ神樂かぐらの法とを受傳へて神道しんどうふ随したがひ行く時ときハ家も齊いっ

ひ國も治る事なるを人々の知らざりて苦くるしめるハをう
なき事ぞとなり

問曰何なにをう神拜しんまいの式しき何なにをう神樂かぐらといふや

前まへは神拜神樂の事を云いふより殊ことさらふ其儀ぎを問とはせし
趣おもなり

答曰神拜の式の事ハ白川殿御傳授の事ごとめて其そのなごしゆ
申上まをし事ことハこれなく只一通ただひととほりを申上まをし神を拜まがし事こと

の致方いたさふては座いざゆ然しかまども世間よこふ神を拜まがまるのふ三種さんしゆの
被中臣きちゆうしん被かを唱なゆへども拜まがむ心こころが違ちがひひ其故そのゆゑハ世間よこふ拜
みゆ者の心中こころふ何を祿ろくがひひと存ぞんゆへはつづづうの初穂はつほ
賽銭さいせんを備そなへ家内けうち安全あんぜん息才そくさい延命えんめい武運ぶうん長久ちやうきうなど祈いのり又其上そのかみふ
愚痴ぐち貪慾こんよくの者ものハ立身りっしん出世しゅっせ位ゐを増ましる増ましる金銀きんぎんの手てふ入いれる
又ハ町人まちびとなどハ商繁しょうはん昌利ちやうり分澤ぶんたく山さんふある拾しやく能に儲たくわ口くちを祿ろくがひひ
其外そのほか我心われこころふ思おもふ儘ままの貪慾こんよく言語げんごふ申まを難がたく人ひとふハ語ことばきぬ程ほどの

邪事よこまごとまで祈いのり又其上そのかみ何の品ものを納おさめ何の品もの建立えんりやう仕しゆ間まこの
祿ろくがひひを沓くつ聞きけ下くだなど願ねがふ者もののみなり淺あまましきことなら
ずや神かみハ非禮ひらいを受う給たまふ又貪慾こんよくの心こころを惡にくむ我立身われりっしんするふ
と上あたる者もの死亡しちやう又ハ志こころりぞくくり致いたさぬを立身りっしん成なかる
我祿われろく増まふハ人ひとの祿ろく減げん少せうせぬを己おのれが祿ろく増まさるば我われふ金銀きんぎん多く
手てふ入いれる人ひとの金銀きんぎんを失うふこれを顧かへりみよび神かみふ祈いのるハ人ひとを
調伏てうぶくするふ等ひときう又何の品もの何の建立えんりやう奉納ほうなつ仕しるふ依よてこの

願を叶へ給へなむと申事ハ賄賂ふあらすや人の上ふきら
かゝる事を嫌ひ禁しむ何ぞ神明これを受給ふべきや然ま
ども世の人此事を止めまば神ふ参詣て祈る事なり笑ふべ
きの甚きまなり家を治め國を脩る者如斯の心忍ふて我よ
かれ人あゝかれなど思ふ心ふて家も國も脩るの道理なり
又其秘がひなき者ハ我氏神の先祖へも参詣も致さば産土
鎮守も拜せば嗚呼何といふ事ぞや知らぬ天竺唐國の佛拵

拜み廻まども我先祖の宮へも参らざるハ迷ひの甚なり
如斯世の人心れとろへぬれを天照皇太神宮へかゝる不淨
貪慾邪を爲ぐふものを聞ず参詣の者皆淨徳を仰ぎ淨惠
を難有奉存けハ御禮ふ参詣仕のみなり是人心あゝくけへ
ども神徳の廣大ふて不淨を近づけ給はざる故也某人ふ
教ふるふ日本の大祖天照太神宮天下泰平の基をな給ふ
朝廷の御威徳廣大淨惠の内ふかく易く住居仕ハ御禮并ふ

家々の祖神ミコトふ清禮申上天下泰平家内安全ミ夜の守り日の
守りミ護りミ幸ひ給ふミあらミ難有ミや嬉ミしや國恩主恩親の恩師
の恩なればこそたすけ助ミりる此身よミ喜ミび謡ミひ舞遊ミぶ是
神拜ミの心とも神樂ミの心とも云猶ミ武ミの事ミハ白川伯王殿御家
の傳ミなれば顯ミふミの申ミがミくミ其其心を傳へて其武を傳へミば
神拜ミの武ミの事ミハ前ミは神祇ミの四姓ミの事を舉ミげミ所ミふ説ミく如
く伯殿ミハ畏ミれと天皇の御代拜をも勤られもミ伯殿も

御さミらりありて御代拜成がミき時ハ関白殿下人仰付ら
る其上内侍所ミの御守護ミハ神殿ミの預ミり宮中御定例ミの清神
事ミハ悉ミく伯家の職掌ミよミて五攝家ミふミても攝政関白ミふ任ミさ
る時ハ必ず伯家の神武相傳を受させられミるまミまでハ
四垂ミの忌繩ミを用ひらるミも伯家の式のごとくミハ垂ミふ
改めらるミ古実ありミまミ諸人の懇願ミふミよりてハ神拜武
を授けらミまミ事ミもあり是ミを以て白川殿清傳ミの事ミ云ミと

を云まゝなり○調伏とい人ありかれ我よろれと神よ祈
り又まゝを云あるべし即呪詛なり我よろれとのこ
願ふより人の悪きをかへりみだ終ふハその情慾引き
呪詛よひとしき祈事をもまべしとなり○我氏神の先祖
とい玉鉾百首ふせの祖の御かげ忘るな代々のねやハ
己が氏神己が家の神。とありてせよのねやハ則先祖代々
といふ事よて其代々の先祖ハ我家の氏神ぞといふ義

然るを弁へば佛菩薩などやうの物を信用して我氏神の
遠祖を自ら賤しめ神を蔑ふせしハ實ハ愚の限りなり○
又産土鎮守ハ其地をべての人身をも家居をも守護給ふ
神よまゝますを心を盡して拜くこともせずて死禮人の
出来ハあどきなき事ぞと甚く歎くまたるなり○人ハ
教る云ハ天日やがて謂ゆる高天原ハて天照大御神と
を所看ハ皇産靈大神まゝ諸天神たちも集ひ給ふ御國

なまば朝廷ふも天津日を直ふ祭り給ふ法事ハなくとも
諸民までも遙ふ拜み奉りて其御靈のふゆを辱まらむ
事ハいふまでもなき事よこそ是を以て諸人ハ先大御神
の御徳を知らしめ朝廷の御恵を辱まを朝夕ハ禮拜
奉る事を教へまゝ家々の祖神をも厚く拜まつるが古へ
の道なるよゝを述べられたるなり

問曰其許鹿食鹿服をもちて門人ハ教へ家居も美を好まぬ

やう申されゆへども世間の人々中々以て是を用ひず兎角
驕りハ慕り教を受ざる者多し志するハ其許門人能これを
用ひ守るもの多し是は何故なるや

鹿食鹿服と云われハ驕るハ對へたる言ふて衣食住を
恣ふせざる事を人ハ教ふるといふ意なり世間ふてハ宜
うらぬ事と知りつてもあふかくは驕りよのこ成り行き
終ふハ身を亡し家を失ふも至る事目前その例多し

志うるを大人の門カドふ入て教を受ウケ一人ハ衣食住イシヨクジュふ驕オホコらず
よく身を治シめ家を調シふるハ何故ナニなりやとなり

答曰是天照太神の御傳ミツルふよるが故ユエふて全く私シの事コトふあら
ず物モノふを本もとと末すえとあり又始はじめあり終おしまあり其本もとを志しりてなす
時ときハな一易やすく其末すえふ依よてなれどときハ成なりがごとく今末すえふより
給たまふ故人こじんと苦くるしみ罪つみを犯おち者もの多くして事成なりがごとく元神道もと
と質素しつそふして人の風俗ふうぞく正直しんじきを本もととす

是天照大御神の御傳ミツルへ則すなはち惟神ただかみの道みちふ随したがふゆゑふて人の
さりーらみ理ことわりなど説とども其時そのときこそハ感あはれもせめ心こころふ保たもつ
事ことハ得エ在アトとなり○物ものふハ本もとと末すえとあり云いふ食くの本もとハ
天照大御神の穀物こむぎを御覽ミトて此物このもの等らハ愛いと一ひとき青人草アヲヒトクサの
食くて活いべき物ものぞと詔みことひて天上あめふて始はじめて植うめたまひ
まゝ夜住よぢの本もとハ登由トヨユ氣ケ大神カミ蠶イトの糸いとを紬つくぎて衣服キモノと為なす
ことを始め給たまひ家住イハキハ木きもて造つくり草くさもて葺つくく事を教しへ

たまひ其他木綿麻蠶など皆その神靈みよりて出来たる
物なり然れを其本を知りて神の御恵みを喜ぶべし今
世の人の為す業どもハその神の御恵みを思へば人の力
のみみて何もかも出来るものと思ふゆゑハ驕りひ
慕りてさまぐの災を招き不實不義の人とも成果て罪
を犯すなどのこと多し是を以て神道を教ふるハ質素
を肯と一正直を本とすべしといされしなり

神道かみみちハ白木造りあらしきづくりハ茅かやの屋根やね簣すの子このたて建たて御鏡かみ

此歌よみ人あらば是ハ古への神社の状を云し事と聞ゆ
簣すの子こハ板敷いたじきの粗ソなるをいふ茅の屋根ともハ質素な
るさまをいふなり

玉勝間たまかつまハ曰く伊勢大御神の宮殿みやの茅葺かやづきなるを後世ハ質
素を示す戒いさめなりといふなどハ大なるひがことなりまづ
て神の御事ハ質素をよきみまゐる事更さらみなり御殿みだのみな

らば献る物なども何も力の及ぶかぎりうるをくわ
めくめでたくするこそ神を敬ひまるよハあれ御殿又
献り物などを質素にするハ禮なく心ざし淺き志ざな
りそもく伊勢の大宮の御殿の茅ぶきなるハ上つ代の
よそひを重く守りて變給もざる物なり然して茅葺な
がらふ其莊麗きことせふたぐひなきハ皇御孫命の大御
神を尊く敬ひまり給ふが故なり云々

此歌の心みて知るべし質素を守り風俗の宜しきふりける
家を脩め國を治るの本なり是を行ふハ神拜の式の傳なり
其傳ハ白川殿所家の御傳みて所門人これを受るなり故ふ
其など可べき事ならず然ども世間神職の者皆その式を受
ると雖ども其心を志らば故ふ其事行まじ誠し尊き神の傳
なり其所門人入て其式を受給ふ其心ハ可し上り

ハ歌の心みて知るべしとい謂ゆる質素を旨として驕る

事なくよく古へを思ひて今の事ハほどくみ行ふべし
かにかくみ神を拜く心を深く持てあらば其實もねをる
べしとなり玉鉾百首みもいのちつぐ食もの衣りの住家
ら君の恵とぞ神の色ぐみぞとあり解ふいのちつぐハ命
をつくるなりをくみとハ神かげといえんが如く神み
もあれ主君よもあま親よもあれ上とる方より下とる者
を慈恵してあまへ給ふ恩徳をいふなりあまらうみ服飽

まで食ひ雨露をおわひ安く住安く寐るハ人々おのが力
もて然ると思へる皆これ天地の神の志りらめむふ
なりこれ亦天下の万民を治めたまふ君の御恵みもよる
なりとの意なり

問曰今世の中を金銀融通の事ありくつづれも獨びと貴
も賤も是ふ差支風俗もあしく成行やう覺ゆ其許ハ家内
の暮も知らば金銀をも求めば貯置事もなく入用の節ハ

差支ふる事なり世の人長を怪む何が故なるや

この問ハ大人を其當時の祢宜神主まゝハ土御門流の陰陽家の神道者とやらが人の門ふ立て鈴をふり三種被なごをよみ高天原を云て荒神祭などして世を渡る輩らと同様ふ見做せるより怪しみての事と聞ゆ

答曰誠ふ難有淨尋ねなり今の世ハ天下泰平國家安穩ありて更ふ患る事なり然るふたゞ金銀の融通のみふ貴も賤も

禄あるも禄なきも心を苦め禮をかき義理をかき風俗を賤志うに故ふ某が父真鐵これを憂る事数年その道を求める事又年久し前ふも申如く終ふ患ひて病となり十ヶ年の内思たゆひて其事を知る然まごども老年ふ及び歳七拾五才その事を行なふ事あるをば其遺言して曰汝この法を能熟に能學び家を齊へよ若用ふる人あらば其法を惜ず傳よ家のぬしこれをあらば一家易く一國の主是を知らむ一國の民

易くらむこれ神道の神教尊むべし用べし磐境の法なりと
て傳へも此志を失ひなば吾子孫ふあらば縦へ錦を着て
高位高官ふ昇るとも不孝の罪廣大なり又是を學び人ふ傳
へて國家を安んぜば身も道路ふ死せとも吾子孫なりと中
たり某不肖なる者なれども父が志を思ひくして年久し今
須白の歳ふりくる又空しく志て終らんこれ某が憂ひ也
誠み難有淨尋なり今の世ハ天下泰平國家安穩ふして更

み患る事なりたゞ金銀の融通のみみ心を盡し義理をか
き風俗を乱すハ無状ことぞとなりこれみよりて真鐵翁
そりき世の惑へる人み神の道を教へ心を安んじらめん
と年ごろいつき終ひまゝに鐵大人よも遺訓せらまは
るなり敬みて其言を窺ひ心の迷ひをさまし明らうなる
道よよりてたのく志を立べし○磐境とハ神を祭る場
の境を石もて築周らして構たるふて日本書紀神代卷ふ

高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲皇
孫奉齋矣云々とあり委しくハ古事記傳古史傳を見て知
べし○頒白ハ年老て髮白く斑ふなりし狀を云ふことし
聞ゆ大人も歳五十を越て座しよりかく云をれしなり父
翁の遺訓せらまし事も未だ得果さぬハはや老ふ到ハ
うまとき事ぞと歎くれしるなり

問曰其許神拜の式神樂をもちて根元と給ふや又息の教

をもちて先とたまふや

神拜神樂の傳と前よ況る息の事と何を先と何を
後ふして教へを立給ふやとの意なり

答曰神拜の式ハ天照太神の御傳ふて白川殿御傳なり其も
此御傳ふあづうるが故ふ神道の教を得し故ふ神職しり
主客をいへむ式の主しり息ハ客しり又息の事ハ諸藝とも
ふ入用なり息合ありく腹内ありきときハ其式を得るとも

業ならんば然らば息ハ客より世間ふその式を受る者多しと
維ども其心を志らば故ふ息の事を教ふる馬鎗劔の術と維
ども又如斯譬バ木馬を教るハ式なり其生馬ハ乘得る者ハ
息合ふて心のき急所なり何事も皆此心あり三種の祓ハ内
清浄なり其得る所ふてつづれよりも入なり然もども式
を以て先と一心を後とす式ハ傳へを得る時ハ得易く心ハ
得難し又傳へなき時ハ心を得易く式ハ得難し學ぶ者心を

用ふべし

神拜の事ハ天照大御神通々杵尊ふ御鏡を授て宣給ひし
淨言ふ吾御前を拜かごとりつき奉れとあれむ御代々々
の天皇の御上ふも神拜の式布ど重き事ハなき御定なる
こと前ふ詳ふ説るを見てさとるべし神樂の事も既ふ云
り息の事ハ伊邪那岐大神吹撥をせる御氣ふ神なりま
ま天照大御神須佐之男大神と御誓の時ふ氣噴の狭霧

み神なりませりとありて奇クニき妙ミコなる神のまじぎなり
古事記傳古史傳コシふ付て見るべし今イマもみ主客ヌシを立てい
なむ云クニなりと示シされしなりまゝ三種ミユ被ヒハ内清淨ウチノケイジヤウなり
とい被ヒ事コトふよりて汚キナき穢ケガレをはらひ清キヨめすがくクき心
となるを云イへりその心ココロ正ただしく明アキラかなる時ハ何業ナニノカも正ただし
く明アキラらうみ行イひ得エらるべしとなり

問曰神拜の式と神樂と此二つみて家も國も治るやうナ申

されゆいよく是コノふて治まりゆや仁義禮智信の教を立て
ままら行イをれず覺おぼ束となき事コトなり

こゝおも仁義の事を云出イして惟神ただの道を疑ウタぐひしなり
後宇多天皇の御歌ミウタふ天津神アムノツカミ地津社チツツカを齋イハひてぞ吾輩ワガハ原ハラの
國ハ治る。と風雅集フウヤ見え又玉鉾タマボウ百首ヒャクシュふ天アメ志シるや日ヒの大
神の道をおきてよこさの道ミチふまどふよの人。と見えて天
志シるやと日ヒといふへくる冠カウ辞ジふて即ち天アメを知食チシヨクと

いふ意なり道をたきてといふその天津神の定め給ひし神
道をさし置てといふ意横さの道とい横さまの道と云事
ふて神の道の外おたのく私お立くる道といふなり
そハ神の道の正しく直きおむうへて正しからず並くら
ざる故ふよこさの道といひへるなりまどふよの人とい
正しく直き神の道あるを其道をさし置て正しからば直
くらざる異國の道といふ世の人といまどふことよとなり

此解の心を得て問の文お合せて其まどひなる事を弁ふ

べー

答曰御不審法尤の伊事よは産ゆ是ハ神國の傳なり唐國の
傳へを學び給ふ人おハかく思ひたまふも道理なり志うし
唐土の聖人も禮樂を以て國家を治るといへり是大道なり
禮といふハ宗廟の禮是禮の元なり孔子も老子も問所なり
是神國の傳への式なり樂といふを唐國みてハ樂記亡びて

其傳へ絶たりといへり

問の所ふ説するごとく漢心カウキロ泥みナツする人の志うねもを
る事もあるべしその漢國カウキよても禮樂レイガクを以て國家を治
ると云ふあらずや其禮ハ宗廟ソウバウの礼を重オモシと以て即國王の
宗祖の祭祀マツリの事ならずや然シカバ我神道ガクンダウ於て祭式を本
とせざるも同意なりとなり

論語レイトイヒ礼云禮云玉帛レイトイフキヨクノクマフイハン云乎哉樂云樂云鐘鼓ガクトイヒガクトイフシヨウコフイハン云乎哉

世の人礼と云礼といふりのあれど玉帛キヨクノクなどを用ふる事
をのみ云へり樂と云樂と云ふりのあれど鐘鼓シヨウコを用ふる
事をのみ云へり共トモ然シカバハあらざるなり玉帛鐘鼓ハ礼
樂の末スエなり礼ハ敬ケイあり樂ハ和ワありは心を得エて玉帛
鐘鼓シヨウコを使用シヨウふれば敬ケイともなり和ワともなりて礼樂の本立ホトケ
なり徒イダナふ其末を事とするを豈イカニ礼樂と云べしやとなり
志シうらば笙簞シヤウ笛フエを吹フクばうり樂ガクふあらざるを思オモふべし神國

の傳へ神樂ハ其傳神代の卷ふ出づり又其心を得る者少
其其神樂の業ハ能學ぶ事なり然まどもその古の法ふよる
孔子もこれをいふ先進於禮樂野人也後進於禮樂君子也如
用之吾從先進

先進後進ハ先輩後輩なり其先輩の禮樂ハ文質各宜きを
得てありのまゝなる姿なり後輩の禮樂ハ質足らばいて
文飾ふ過ぐるがごときなり今の人情ハかへりて先輩の

宜しきを賤しめり本を失ひて軽く末をとりて重く
真實の禮樂ふハ非ずこれ依て孔子ハ我ハいづれをど
るとあらば先輩の禮樂を貴びて此ハ後ふと云をれし
某が神拜の式神樂ハ古へ據る故姿甚見惡く人足を異み
笑ふこれ我愁ひなり能其事ふ通ずるものハ逢て學ぶ事を
祓ぐふりのなり

凡て上代のまがを變ず古風を存すを皇國の國體とす

るものなれば神拜神樂の事な^{イニヤリ}古法^{コホフ}不^フ後^{コト}ふと云^{コト}義^ギなり
今の世の衣服器具等を美^ビ麗^{レイ}不^フ装^{ソウ}飾^{ジキ}するを我^ニハ好^{コト}ま^マず^シ質^{シツ}
素^ソを肯^キと^トして教^{キョウ}を立^タるとの意^イなり
老子本起^ホ不^フ下^カ士^シ聞^ク道^{ダウ}大^{ダイ}笑^{キョウ}不^フ笑^{キョウ}不^フ足^ク以^テ爲^ス道^{ダウ}とあり合^アせて
考^{コウ}ふべ^イ

明治二十一年十二月十六日 版權免許
同二十一年二月廿七日 出版

定價金三拾錢

神道禊派本院藏書

東京府平民

註者

坂田安治

東京下谷區西町一番地

東京府平民

發行人

坂田鐵安

東京下谷區西町二番地

向谷上與附

賣捌所

千鐘房

北島

茂兵衛

東京日本橋區通一丁目

全

金港堂

原

亮三郎

東京日本橋區本町三丁目

全

中外堂

柳河

梅次郎

東京日本橋區本町二丁目

全

十一堂

長谷部

仲彦

東京京橋區銀坐一丁目

全

温古堂

内藤

傳右衛門

甲府常盤町

彫刻人

江川八左衛門

東京神田區鍛冶町四番地

